

女性活躍推進法第19条第6項に基づく実施状況の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定に基づき、龍ヶ崎地方塵芥処理組合における行動計画に基づく取組の実施状況を下記のとおり公表いたします。

目標	令和5年度	令和6年度
年次休暇を14日以上取得した職員の割合を100%にする。	80.0%	73.3%
育児休業の取得対象となる職員がいた場合は、5日以上育児休業を取得した職員の割合を100%に維持する。	男性職員 該当者なし 女性職員 該当者なし	男性職員 該当者なし 女性職員 該当者なし
配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得対象となる職員がいた場合は、合計5日以上取得した男性職員の割合を100%に維持する。	該当者なし	該当者なし
介護に関する休暇や休業について職員に周知し、希望者が取得しやすい環境を整える。	未実施 ※介護に関する休暇を希望した職員の休暇取得率は、100%である。 ※職員への周知は令和6年度中に行う。	実施 ※介護に関する休暇を希望した職員は、いない。 ※職員へ介護に関する休暇や休業について周知した。

令和6年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合における女性の職業選択に資する情報の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条の規定に基づき、龍ヶ崎地方塵芥処理組合における女性の職業選択に資する情報を下記のとおり公表いたします。

	公表項目	令和5年度	令和6年度
1	採用した職員に占める女性職員の割合	職員の採用を行っていない。 (ただし、人事交流による人事異動あり。)	職員の採用を行っていない。 (ただし、人事交流による人事異動あり。)
2	採用試験の受験者の総数に占める女性の割合	職員の採用を行っていない。	職員の採用を行っていない。
3	職員に占める女性の割合	行政職 (12人中2人) 16.7% 技能労務職 (3人中0人) 0%	行政職 (12人中2人) 16.7% 技能労務職 (3人中0人) 0%
4	管理職(課長補佐職以上をいう。以下同じ。)に占める女性職員の割合	行政職 (5人中0人) 0% 技能労務職 0%	行政職 (5人中0人) 0% 技能労務職 0%
5	各役職段階にある職員に占める女性職員の割合(併せてその前年度からの伸び率)	事務局長、次長職 (各1人中0人) 割合 0% 伸び率 0pp 課長相当職 (2人中0人) 割合 0% 伸び率 0pp 課長補佐相当職 (1人中0人) 割合 0% 伸び率 △50.0pp 係長相当職 (4人中1人) 割合 25.0% 伸び率 △8.3pp その他の職 (6人中1人) 割合 16.7% 伸び率 16.7pp	事務局長、次長職 (1人中0人) 割合 0% 伸び率 0pp 課長相当職 (2人中0人) 割合 0% 伸び率 0pp 課長補佐相当職 (2人中0人) 割合 0% 伸び率 0pp 係長相当職 (4人中1人) 割合 25.0% 伸び率 0pp その他の職 (6人中1人) 割合 16.7% 伸び率 0pp

6	中途採用の男女別実績	中途採用を行っていません。	中途採用を行っていません。
7	セクシュアルハラスメント等対策の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修や制度の周知のための取組は、行っていない。</li> <li>・ 相談窓口は設置している。</li> <li>・ 対応マニュアルの策定、周知のための取組は、行っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修や制度の周知のための取組は、行っていない。</li> <li>・ 相談窓口は設置している。</li> <li>・ 対応マニュアルの策定、周知のための取組は、行っていない。</li> </ul>
8	離職率の男女の差異及び平均継続勤務年数の男女の差異 ※ 任期の定めのない職員を対象としている。 ※ 離職率は、自己都合による退職を対象としている。	<p>男性職員 (13人中0人) 離職率 0% 平均勤務年数 19.8年</p> <p>女性職員 (2人中0人) 離職率 0% 平均勤務年数 18.0年</p>	<p>男性職員 (13人中0人) 離職率 0% 平均勤務年数 19.4年</p> <p>女性職員 (2人中0人) 離職率 0% 平均勤務年数 19.0年</p>
9	男女別の育児休業取得率	<p>男性職員 該当者なし</p> <p>女性職員 該当者なし</p>	<p>男性職員 該当者なし</p> <p>女性職員 該当者なし</p>
10	男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率	該当者なし	該当者なし
11	超過勤務の上限を超えた職員数 ※ 超過勤務の上限は、1月当たり45時間、年間360時間です。(次の項において同じ。)	<p>管理職 (5人中0人)</p> <p>管理職以外の職員 (10人中0人)</p>	<p>管理職 (5人中0人)</p> <p>管理職以外の職員 (10人中0人)</p>
12	超過勤務の上限を超えた職員数(職種ごと)	<p>行政職 (12人中0人)</p> <p>技能労務職 (3人中0人)</p>	<p>行政職 (12人中0人)</p> <p>技能労務職 (3人中0人)</p>
13	年次休暇等の取得状況	(1) 年次休暇を20日付与された者の平均取得日数 17日	(1) 年次休暇を20日付与された者の平均取得日数 16.8日

		(2) 年次休暇の取得日数が 5日未満の職員の割合 0%	(2) 年次休暇の取得日数が 5日未満の職員の割合 0%
14	年次休暇等の取得状況 (職種ごと)	(1) 年次休暇を20日付与 された者の平均取得日数 行政職 16.3日 技能労務職 19.8日 (2) 年次休暇の取得日数が 5日未満の職員の割合 行政職 0% 技能労務職 0%	(1) 年次休暇を20日付与 された者の平均取得日数 行政職 16.0日 技能労務職 20.0日 (2) 年次休暇の取得日数が 5日未満の職員の割合 行政職 0% 技能労務職 0%